

[G]

[1]

ISPM 草稿:
海上コンテナによる有害動植物の移動の最少化 (2008-001)

[2]

発行歴

[3]

発行歴については、英語版を参照。

[4]

内容

[5]

[挿入予定]

[6]

序論

[7]

範囲

[8]

本基準は、^{から}空又は荷口を積載した（関連貨物に関わりなく）、国際貿易における海上コンテナの移動に伴う検疫有害動植物の侵入及びまん延リスクをいかに低減するかに関するガイドラインを提供するものである。

[9]

参考資料

[10]

ISO 830:1999. *Freight containers – Vocabulary.* Geneva, International Organization for Standardization.

[11]

ISPM 5. *Glossary of phytosanitary terms.* Rome, IPPC, FAO.

[12]

ISPM 13. 2001. *Guidelines for the notification of non-compliance and emergency action.* Rome, IPPC, FAO.

[13]

ISPM 20. 2004. *Guidelines for a phytosanitary import regulatory system.* Rome, IPPC, FAO.

[14]

定義

[15]

本基準において使用されている植物検疫用語の定義は、ISPM No.5(植物検疫用語集)に記載されている。以下の定義は、本基準のためにのみ使用されているものである。

[16]

認証 (accreditation) [又は承認(authorization)] ある第三者組織が必要とされるレベルまで特定の手続を行うことを承認するための国家植物防疫機関 (NPPO) による手続

[17]

[又は検査と同等と認識される権限を有する機関による手続若しくは検査若しくは証明サービスを提供する証明機関]

- [18] **貨物用コンテナ** 次のような輸送設備の事を指す：a)恒常的性質を有し、したがって繰り返し使用に耐えるための十分な強度を有しており、b)一つ以上の輸送方法による物品の運搬を容易にするように、途中で積み替える必要がないよう特別に設計されており、c)特にある輸送方法から別の輸送方法へ移動できるようにするための器具が付いており、d)積み込み及び積み出しが簡単にできるように設計されており、d)その内部容積が少なくとも 1 m³となっている。 [ISO 830:1999]。
- [19] **再配置** 貨物需要に対して貨物用コンテナが余っている地域から、貨物を輸出するためにそれらが必要とされる地域への空コンテナの国際海上移動
- [20] **海上コンテナ** 国際輸送において主として海上を移動する貨物用コンテナ
- [21] 本基準で使用されている以下の用語は、ISPM No.5 において記載されている。本基準の草稿段階における読者の便宜を図るために本文書において列挙する。
- [22] **汚染** 有害動植物又はその他の規制品が、寄生していないが、物品、貯蔵所、運搬機関、あるいは容器内に存在すること（寄生を参照）。[CEPM, 1996; revised CEPM, 1999]（寄生の定義に関しては ISPM No.5 を参照）
- [23] **検査** 有害動植物が存在しているかどうかを決定するため、及び/又は植物検査規則に合致しているか決定するために行う植物、植物生産物又はその他の規制品に対する公的な目視検査 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly inspect]
- [24] **有害動植物** 植物、動物又は病原体のあらゆる種、ストレイン又はバイオタイプであって、植物又は植物生産物に有害なもの。注：IPPC では時折、有害動植物(pest)という用語のことを植物の有害動植物(plant pest)という。[FAO, 1990; revised FAO, 1995; IPPC, 1997; revised CPM, 2012]
- [25] **植物検査証明書** ある荷口が輸入植物検査要件に適合していることを証明する、IPPC の証明書様式にならった公式文書又はその公式電子同等物 [FAO, 1990; revised CPM, 2012]
- [26] **検査有害動植物** これにより危険にさらされている地域の経済に重大な影響を及ぼすおそれのある有害動植物であって、まだその地域に存在しないか、又は存在するが広く分布しておらず、かつ、公的防除が行われているもの [FAO, 1990; revised FAO, 1995; IPPC 1997]
- [27] **目視検査** 植物、植物生産物又はその他の規制品に対する物理的検査であり、検定又は処理加工することなく裸眼、レンズ、実体鏡又は顕微鏡を用いて、有害動植物又は汚染を検出すること [ISPM No. 23, 2005]
- [28] **要件の概要**
- [29] 後日作成予定。
- [30] **背景**
- [31] 世界中を移動している海上コンテナは、植物の有害動植物及び侵略的外来種を含むその他の生物の侵入及びまん延の経路となっていることが分かっている。
- [32] 世界中を移動している膨大な数のコンテナ及び港を出入りするそれらの速さを考えると、国際的に移動する各海上コンテナに有害動植物がないことを確保するために NPPO がすべての海上コンテナを検査するこ

とは実行不可能である。しかしながら、海運会社による検査及び清掃手続には、有害動植物の侵入及びまん延のリスクを減らすために、必要に応じて植物の有害動植物に対する目視検査及び清掃を加えることができる。そのため、海運会社を証明する国際的なシステムを作ることは、海運会社がコンテナの清掃手続が効果的となることを確保することができるようになるので、価値があると言える。

[33] 海運会社、荷受人及びデポは全て、各コンテナが植物の有害動植物及び侵略的外来種を含むその他の生物が存在していない状態を確実に維持できるよう手助けする責任を共有している。しかしながら、この点に関してデポは特に重要である、というのは通常海上コンテナはデポにおいて目視で検査され、また必要であればそこで清掃されるからである（本基準の適用上、デポとはコンテナヤードとは別の場所であり、海運会社又はその代理によって維持されており、そこで海運会社又は荷受人が空の海上コンテナを積み下ろしする場所のことである）。

[34] 本基準に対する IPPC の権限は有害動植物に重点が置かれていると認識されている。しかしながら、IPPC は非自生種による生物多様性、人間/動物の健康及びインフラに対する潜在的な影響をも認識している。したがって、本基準には侵略的外来種を含むその他の生物の侵入及びまん延を防止するための助言が含まれている。

[35] **要件**

[36] 本基準の最低要件は、起こりうる汚染のレベルを低減するために、コンテナを清浄化することである。輸入国によるあらゆる追加要件は、病害虫リスクアナリシス（PRA）を実施することによって技術的に正当化されるべきである。

[37] **1.清浄なコンテナ**

[38] 本基準の適用上、清浄なコンテナとは、目視検査後に、汚染及び侵略的外来種を含む生物体すなわちあらゆるライフステージの昆虫、カタツムリ、ナメクジ、菌類、種子又はその他の植物の部分といったものが付着していないと考えられるコンテナのことである。汚染には土壌、以前の貨物からの有機残留物、ダンネージ等が含まれる。

[39] **1.1 汚染に関する海上コンテナの目視検査**

[40] 海上コンテナの内部及び 6 面すべての外表部（すなわち上部、底部、側壁及びドアを含む端壁）に汚染が存在しているかどうか目視で検査されなければならない、また検査には以下の部分も含まなければならない：

[41] - 冷却空気吸入スクリーン及びコンデンサーコイル

[42] - 着脱装置

[43] - フォークリフト・ポケット、コーナー・キャスティング、損傷を受けた部分といったコンテナの窪み部分

[44] 適切な照明、柄付ミラー、天井アクセス構造物、コンテナスタンド及びポールに取り付けられたリモートカメラといった目視検査を補助する器具が必要に応じて使用されるべきである。

[45] 必要に応じて、目視検査及び清掃を管理するために証明された機関のエージェントによって検査が実施される。この者は海運会社によって雇用された職員としてデポで働くデポのスタッフであり得る。

- [46] もしコンテナに汚染が見られなかった場合には、そのコンテナは清浄であると見なされる。清浄性に関する書面による立証が要求されるだろう。
- [47] **1.2 汚染除去の方法**
- [48] 汚染除去方法は、存在している特定の汚染に対して最も有効なものとすべきである。まん延する可能性のある有害動植物によって汚染されている海上コンテナの閉じ込め及び処理に関しては配慮されなければならない。場合によっては、NPPO は有害動植物を同定するための標本を集めることを要求することができる。
- [49] 汚染を除去するための方法には以下のものが含まれる：
- [50] - 必要な場合は粉末吸収剤を使用しての、海上コンテナ内部の掃き出し又は掃除機による清掃
 - [51] - 低圧水洗浄
 - [52] - 削り落とす、又は研磨盤若しくはワイヤーブラシの使用
 - [53] - 洗浄剤を使用する又は使用しない、冷水又は温水による高圧水洗浄
 - [54] - 洗浄剤を使用する又は使用しない、蒸気洗浄方法
 - [55] - 吹付清浄の使用
 - [56] - 熱処理
 - [57] - くん蒸
 - [58] - 冷却装置の空気吸入ファンからの種子や植物部分の除去
- [59] 汚染廃棄方法は、有害動植物のまん延を十分に防止するものでなければならず、以下のものが含まれ得る：
- [60] - 袋詰め
 - [61] - 焼却
 - [62] - 深く埋めること
 - [63] - 封じ込め
 - [64] - 海上コンテナがしばらくの間保管される場合には、殺虫剤が適用され得る。

- [65] 洗浄水の処理は、リスクに応じた適切なものであって、国又は地域の規則に従ったものでなければならない。
- [66] **2.証明**
- [67] 海運会社は、海上コンテナの清浄化につながる可能性のある具体的な手続をとる能力に基づいて証明され得る。手続には以下のものが含まれ得る：
- [68] - 目視検査
- [69] - 清掃若しくは必要に応じて汚染を取り除くための方法、又は汚染が存在するという前提での処理
- [70] - 必要に応じた廃棄物処理
- [71] この場合、証明された各海運会社は〔適合性評価機関（CAB）¹〕又は〔NPPO〕によって認証されたシステムを有し、運営するための許可を受けるであろう。このようなシステムが運営される場合、CAB 又は NPPO は証明された各海運会社のためのマニュアルに記載されているような監査²技術によって、この基準への現在の適合性を検証することを要求されるだろう。
- [72] 海運会社又はそのエージェントは、上述された具体的な手続を含めるためのシステムを確立すべきである。
- [73] 海運会社の証明は、その手続がどこで行われようとも要件を満たしていると思なされることを意味する。
- [74] [CAB の証明及びその証明した海運会社は、それらが海上コンテナが清浄であることを確保するのに有効であることを確認するために、国際認証機関³による監査を受けるだろう。監査の記録は保存されるべきである。]
- [75] 海運会社によって使用されているシステムには、以下のものが含まれ得る：
- [76] - 品質管理システム
- [77] - ユーザーマニュアルにおける文書化
- [78] - 訓練され資格を有するオペレーター
- [79] - 適切な記録方法
- [80] - サービス供給者の監査
- [81] - 清浄なコンテナの再汚染を防止する保管エリア
- [82] **3.清浄性の確認**

[83] コンテナが目視検査され清浄であるとされた場合は、それが清浄であることが検証されなければならない。

[84] 海上コンテナが目視で検査され清浄であるとされたかどうか、及びコンテナが最後に目視検査された日付を含む情報が、輸入時に利用可能であるようにされるべきである。

[85] 4.清浄なコンテナの汚染防止

[86] 海運会社は、清浄なコンテナの汚染を防止するための適切な措置が講じられることを確保すべきである。これには、海上コンテナが荷出し、荷入れ若しくは保管のためにデボ若しくはターミナルへ若しくはこれらの場所から別の場所へ移動される際、又は別の国を通過してトランジットする場合に講じられる措置を含み得る。また、海上コンテナを以下の場所で保管することを含み得る：

[87] - 有害動植物の生息場所又は有害動植物個体群から適切な距離をおいた場所（距離は有害動植物によって決まる）

[88] -完全に舗装/密閉された保管地域及び取扱い地域のように、植物、土壌、独立した自由水による汚染リスクのない地域

[89] - 汚染されたコンテナから離れた場所

[90] （人工光の使用といった）特殊状況における有害動植物の誘引防止のためのその他の措置又は季節的な有害動植物の発生期間及び不定期の有害動植物の異常発生期間における措置が適用されるべきである。

[91] NPPO は、輸入国によってリスト化されている規制検疫有害動植物に対して講じる必要のある、あらゆる種特異的な措置について海運会社に知らせるべきである。

[92] 5.輸入国のためのガイドライン

[93] 5.1.適合性検査

[94] 輸入国の NPPO は、検査又は監査を通じて適合性を確認すべきである。海運会社によって提出された書面による証明を信用する場合には、NPPO は到着時の適合性検査を減らすべきである。

[95] 目視検査及び清掃システムが実施されたという何の証拠もなく、また輸入国が特定国からの海上コンテナに伴って植物の有害動植物が移動し得ると信じるに足る理由がある場合には、その国から輸入されたコンテナは検査されるべきである。病害虫リスクは PRA を実施することによって特定されるべきである。輸入された海上コンテナを検査するための特別な手段は、輸入国 NPPO 及び海運会社によって決定されるべきである。有害動植物のまん延の可能性を制限するために、コンテナが港湾区域から離れる前に検査が実施されるべきであり、また必要な清掃が行われる。これは関連する港の設備及び要件に左右され得る。

[96] 5.2 不適合

[97] 不適合が生じた場合には、輸入国は ISPM20:2004 のセクション 5.1.6.1 で言及されている植物検疫行動をとることができる。

[98] 5.3 通知

[99] 重大な不適合の通知は、ISPM 13:2001 の要件に従うべきである。

[100] **6.協力**

[101] 輸入国及び輸出国の NPPO 並びに海運会社の間における協力には、以下のことが含まれ得る：

[102] - 不適合が発見された場合における清掃措置の改善

[103] - 汚染防止方法の研究

[104] - 検査結果を含む情報交換

[105] 脚注 1 [注意：CAB の定義が追加されるべきである。豪州及びニュージーランドの合同認証システムのウェブサイト（JAS-ANZ:www.jas-anz.org）によると、CAB は証明及び機関に対する検査サービスを提供し、認証機関によって認証される。]

[106] 脚注 2 [注意：監査の定義／説明が追加されるべきである。]

[107] 脚注 3 [国際認証機関の定義が追加されるべきである。検討中のこのシステムでは、認証機関は CAB が海運会社の海上コンテナの衛生システムの証明を行うことを認証し得る。]